

伊予市なかやま交流促進センター条例

平成19年3月26日条例第3号

(設置)

第1条 都市との交流拠点施設としての機能を総合的に活用することによって、交流を多面的に展開し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的として、なかやま交流促進センター（以下「交流促進センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 交流促進センターの位置は、伊予市中山町中山11号405番地2とする。

(管理)

第3条 交流促進センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(効率的運用)

第4条 指定管理者は、交流促進センターを常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流促進センターの運営及び維持管理に関する業務
- (2) 交流促進センターの利用許可に関する業務
- (3) 地域の交流促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に掲げる設置目的を達成するために必要な業務

(利用時間)

第6条 交流促進センターの利用時間は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 交流促進センターは、無休とする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第8条 交流促進センターを利用する者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流促進センターの利用を禁止し、又は拒み、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある者が利用するとき。
- (2) 建物又は設備を故意に汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者において利用させることが不相当と認められるとき。

(遵守事項)

第10条 指定管理者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 交流促進センターを第1条に掲げる設置目的外に利用させ、又はその権利を譲渡若しくは転貸しないこと。
- (2) 交流促進センターの様態替えをし、又は増築しないこと。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

(利用料金)

第11条 利用者は、交流促進センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、交流促進センターの設置目的に従って利用する場合で、特に必要が

あると認めるときは、規則に定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付された利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、規則に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(予約の解除)

第14条 交流促進センターの利用の予約をした者が、その予約を解除するときは、別表第3に定める基準に基づいて計算した違約金を納めなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、違約金の全部又は一部を免除することができる。

(管理上の立入)

第15条 利用者は、指定管理者が、交流促進センターの管理その他職務上の必要があつて、当該利用に係る施設に立ち入る場合は、これを拒むことはできない。

(損害賠償等)

第16条 市長は、利用者が故意又は過失により、施設又は設備を損傷又は滅失させたときは、原状回復又は損害賠償を命じることができる。

2 市長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償額の全部又は一部を免除することができる。

3 指定管理者は、利用の制限によって利用者が受けた損害については、その責めを負わない。

(指定管理者不在期間の読替え等)

第17条 第3条の規定にかかわらず、市長が伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊予市条例第197号）第10条の規定により指定管理者の指定を取り消し又は業務の停止を命じた場合その他指定管理者に管理を行わせることが困難となった場合は、当該停止の期間又は新たに指定管理者が指定されるまでの間（以下「指定管理者不在期間」という。）における第6条から第9条まで、第11条第1項、第12条から第16条まで及び別表第2の規定の適用については、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第2項及び第7条ただし書中「必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「必要と認めるときは、」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第2に定める交流センターの利用に係る料金（以下「使用料」という。）」と、

第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含む。）及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第3条から第5条まで、第10条並びに第11条第2項及び第3項の規定は適用しない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（指定管理者不在期間の使用料）

2 市長は、指定管理者不在期間においては、指定管理者が不在となる直前の第11条第2項の承認に係る利用料金を使用料として、利用者から徴収することができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊予市なかやま交流促進センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月24日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市なかやま交流促進センター条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月11日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（伊予市なかやま交流促進センター条例の一部改正に伴う経過措置）

8 第6条の規定による改正後の伊予市なかやま交流促進センター条例別表第2の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金（宿泊を伴う利用の場合は、最初の利用の日から最後の利用の日までの期間が施行日以後にわたる利用料金）について適用し、同日前の利用に係

る利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 6 条関係)

宿泊室	宿泊利用	午後 3 時から翌日の午前10時まで
	一時利用	午前 8 時から午後10時まで
研修室		午前 8 時から午後10時まで
レストラン		午前 6 時から午後10時まで
休憩室及び浴場		午前 6 時から午後11時まで

別表第 2 (第11条関係)

1 宿泊室利用料金

利用区分	大人 (1 人)	大人 (2 人以上)	小学生	小学生未満
通常期	15, 490円	14, 470円	13, 240円	10, 490円
繁忙期	18, 540円	17, 520円	13, 960円	10, 800円

備考

- 1 宿泊室の利用時間は、利用開始日の午後 3 時から利用最終日の午前10時までとし、宿泊室利用料金は、和室・洋室にかかわらず同額とする。
- 2 利用時間を超え利用する場合は、1 人につき 1 時間1, 000円を加算するものとする。ただし、連続して宿泊する場合を除く。
- 3 小学生未満の者の宿泊室利用料金は、単独で施設の寝具を利用するときに限り徴収する。
- 4 繁忙期とは、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日、12月28日から翌年の 1 月 3 日まで、4 月29日から 5 月 5 日まで及び 7 月20日から 8 月20日までをいう。

2 研修室利用料金

区分	大広間 (49畳)	中広間 (28畳)	小広間 (21畳)	和室 (8 畳)
基本利用料金	11, 210円	5, 710円	4, 280円	1, 630円
割増利用料金	4, 790円	2, 450円	1, 840円	710円

備考

- 1 基本利用料金とは、3 時間以内の利用に係る料金をいう。
- 2 割増利用料金とは、延長 1 時間当たりの料金をいう。

3 休憩室及び浴場利用料金

区分	単位	利用料金
中学生以上	1人1回当たり	530円
小学生以下	1人1回当たり	270円

備考 宿泊者は、休憩室及び浴場の利用料金を無料とする。

4 備品利用料金

区分	単位	利用料金
麻雀	一組	1,600円

備考 備品利用料金は、3時間以内の利用に係る料金とする。

別表第3（第14条関係）

違約金の算出比率

予約解除の通知を受けた 日	当日又は 不泊	予約人数						
		2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	
14人まで	80%	20%	20%					
15人から29人まで	80%	20%	20%	20%				
30人以上	80%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	

備考

- 1 違約金は、宿泊室利用料金に表中の区分に応じた算出比率を乗じて得た額とする。
- 2 不泊とは、予約解除の通知なく宿泊しなかったことをいう。